

令和 5 年度 真岡市市民活動推進センター

「NPO 法人の運営に関する調査」

報告書

1. 目的

このアンケートは、真岡市内を拠点とする NPO 法人が「なぜ法人格を取得したのか」「取得したことによってどんな変化があったのか」を調査し、法人格取得に関する相談対応の一助とするために行った。

2. 実施期間

令和 5 年 10 月 1 日（日）～令和 5 年 10 月 31 日（火）

3. 調査対象

真岡市内を活動拠点とする NPO 法人 21 団体（令和 5 年 10 月 1 日時点）

4. 調査方法

アンケートフォーム・紙媒体での調査

5. 回収状況

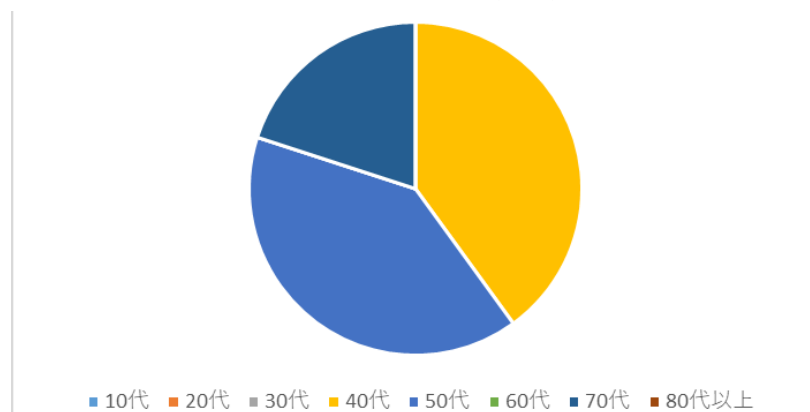
アンケートの回収状況は以下の通り。

調査対象団体数(N)	21
回答数(n)	5
回答率	23.8%

6. アンケート結果

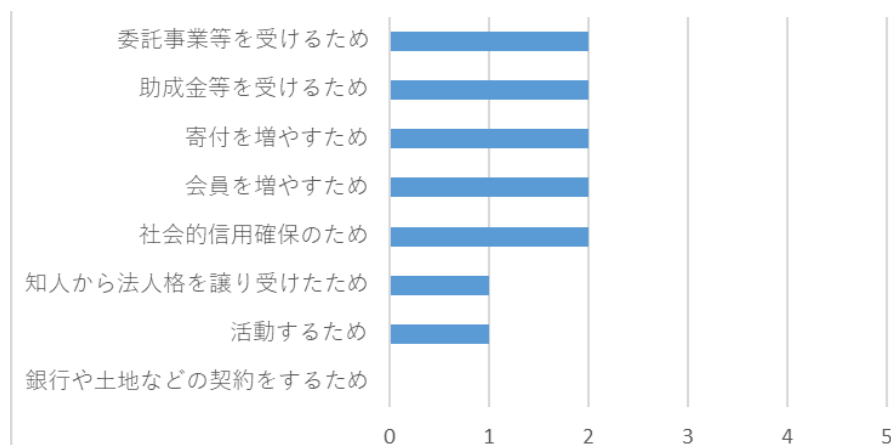
(A)法人格の取得について

①代表者の方の年代をお答えください。(n=5)



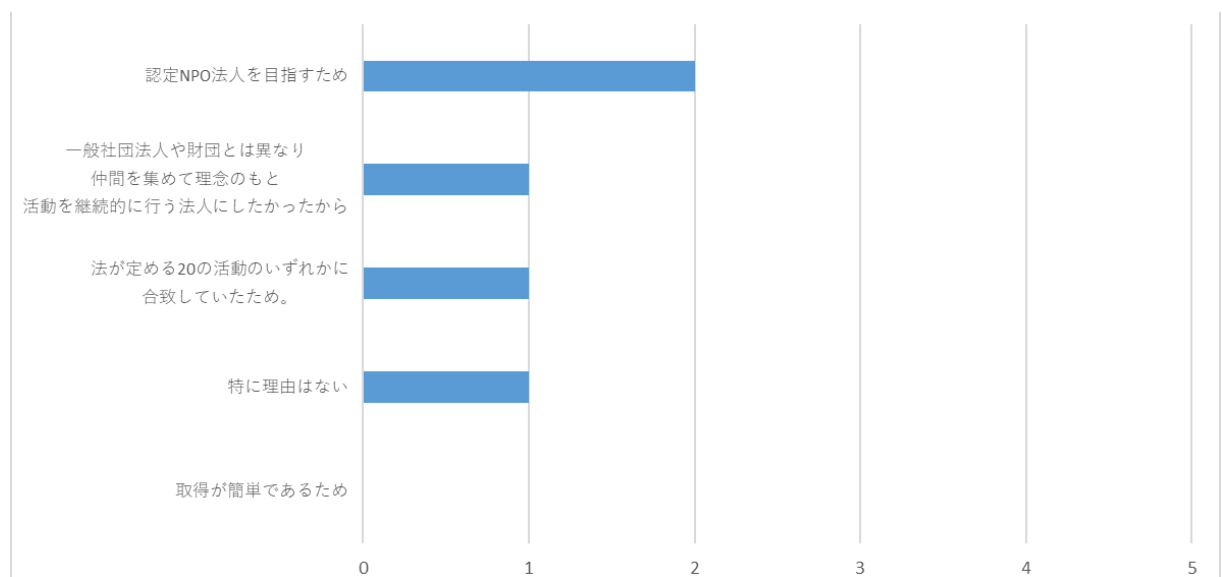
回答団体の代表者すべてが 40 代以上の世代であり、20 代、30 代といった若年層の代表者はいなかった。

②法人格を取得した理由をお答えください。(n=5)



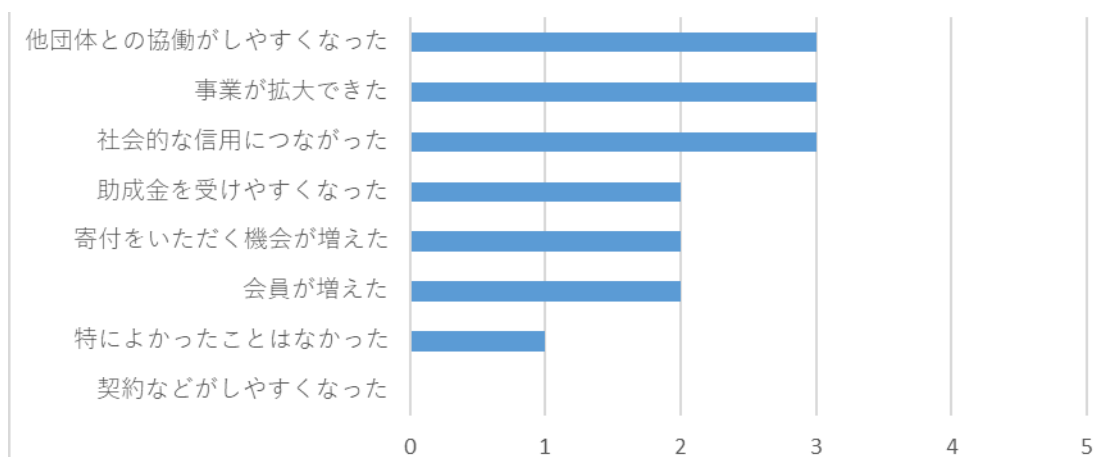
法人格取得の理由は、「委託事業等を受けるため」「助成金等を受けるため」「寄付を増やすため」「会員を増やすため」「社会的信用確保のため」がそれぞれ 2 件で最も多かった。「知人から法人格を譲り受けたため」という回答もあった。

③その中でも「NPO 法人」の法人格を選んだ理由を教えてください。(n=5)



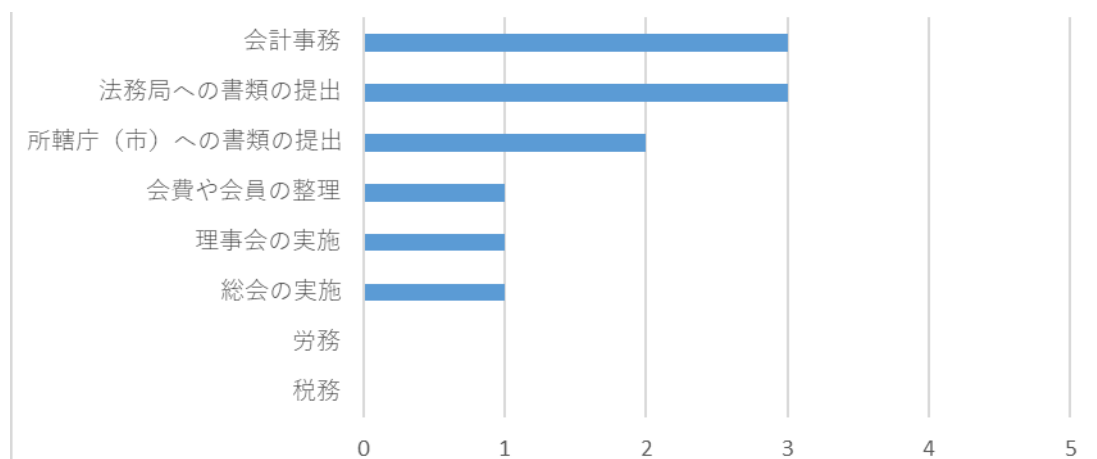
「認定 NPO 法人を目指すため」が 2 件で最も多く、「一般社団法人や財団とは異なり仲間を集めて理念のもと活動を継続的に行う法人にしたかったから」「法が定める。加えて、法が定める 20 の活動に合致していること、継続的な活動の契機とすることを活動のいずれかに合致していたため」「特に理由はない」が各 1 件で続いた。

④法人格を取得して良かったことをお答えください。(n=5)



「他団体との協働がしやすくなった」「事業が拡大できた」「社会的な信用につながった」が各 3 件で最も多く、「助成金を受けやすくなった」「寄付をいただく機会が増えた」「会員が増えた」が各 2 件で続いた。しかし、契約に関するメリットを感じた団体がいなかったほか、何らのメリットを感じていない団体もいた。

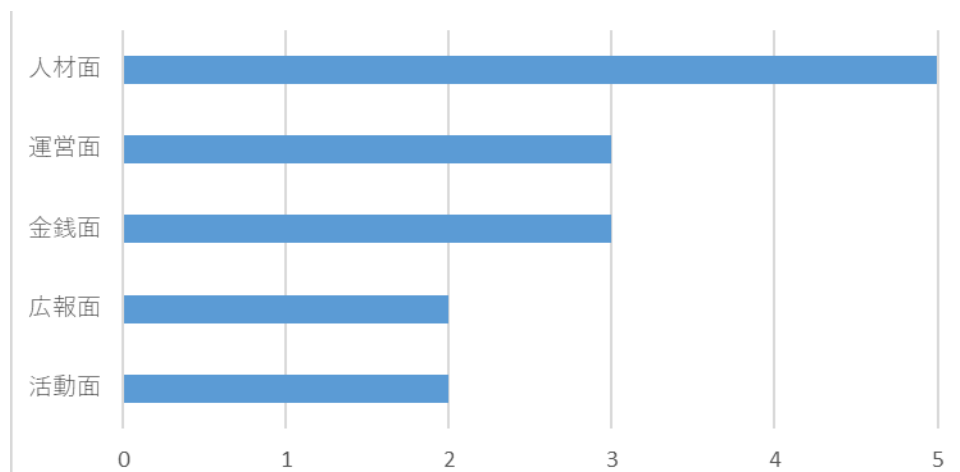
⑤取得して大変に感じていることをお答えください。(n=5)



「会計事務」「法務局への書類の提出」が各3件で最も多く、「所轄庁(市)への書類の提出」が2件で続いた。

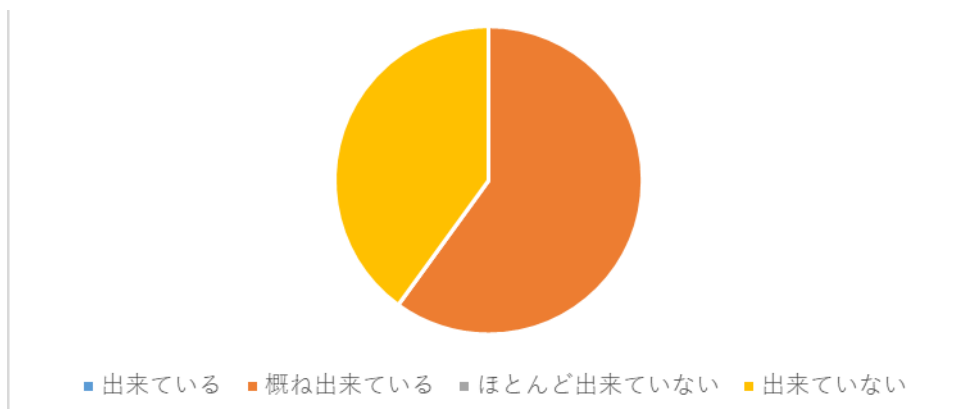
(B)法人の運営に関して

⑥団体運営上の悩みはありますか？(n=5)



「人材面」が全団体により挙げられており深刻な問題となっていることが分かる。続いて、「運営面」「金銭面」が3件で続いた。少子高齢化と物価高による影響が想定される。

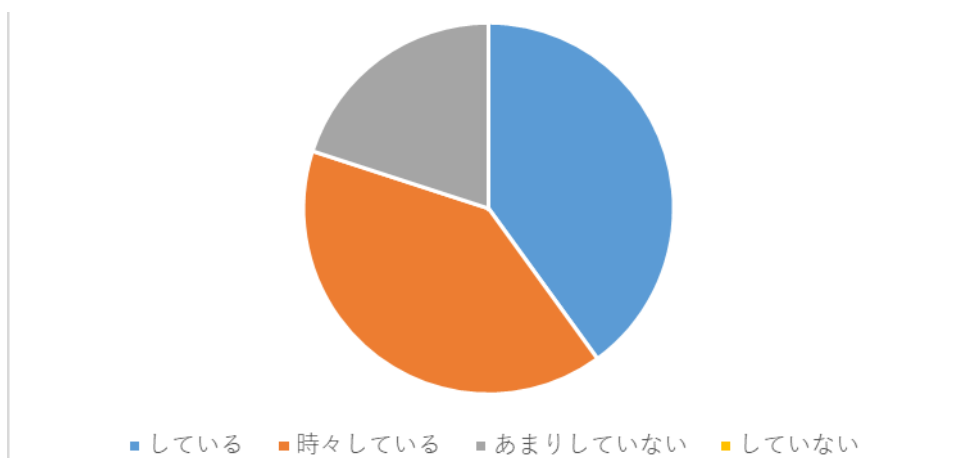
⑦活動の継続に必要な安定した収入を確保出来ていますか？(n=5)



過半数が「概ね出来ている」と回答し、4割は「出来ていない」状態であった。社会全体としても、非営利団体の多くが直面している問題である。

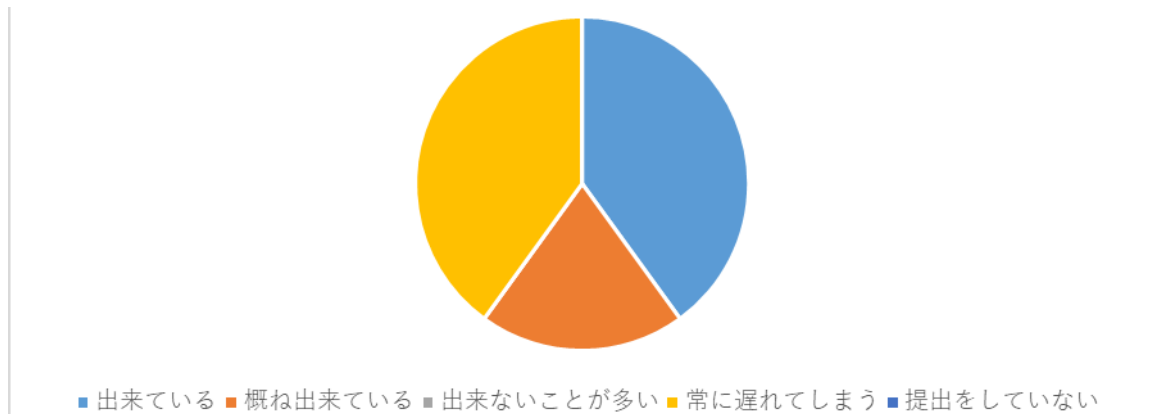
(C)NPO 法に関して

⑧普段から NPO 法を意識していますか？(n=5)



「している」「時々している」が2件ずつ、「あまりしていない」が1件だった。法律は少なからず意識してもらえている状態と言える。

⑨所轄庁（市）への提出書類は決められた期間内に提出していますか？(n=5)



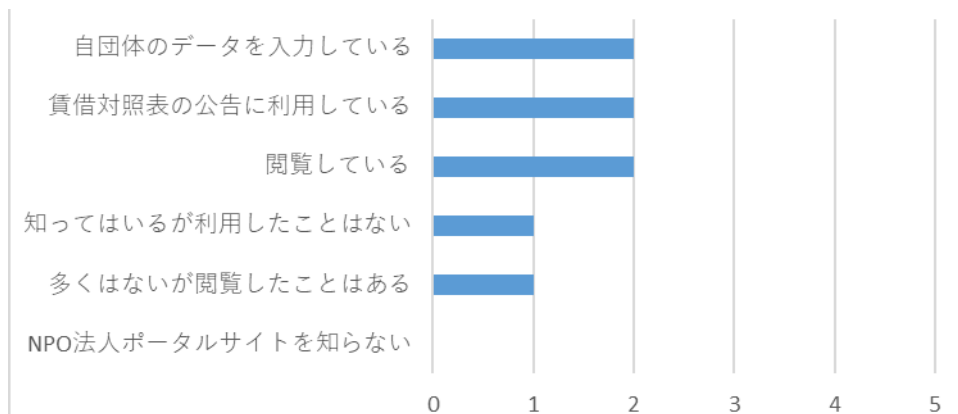
6 割が「出来ている」～「概ね出来ている」、4 割が「常に遅れてしまう」という結果だった。
⑤の質問からもわかる通り、書類提出が団体にとってかなりの負担となっている。

⑩前の質問で「出来ないことが多い」「常に遅れてしまう」「提出をしていない」とお答えの方は、その理由を教えてください。

- ・毎日活動している訳ではないので、忘れてしまう。
- ・事務作業にかける余裕がない

⑤⑥の設問からもわかるように、全体として人材面や事務作業がネックとなっている傾向があり、少子高齢化による波が確実に押し寄せているという印象を受ける。また法人格をやむを得ず譲渡されているケースもあり、必ずしも活動のモチベーションが高いわけではないことも要因として考えられる。

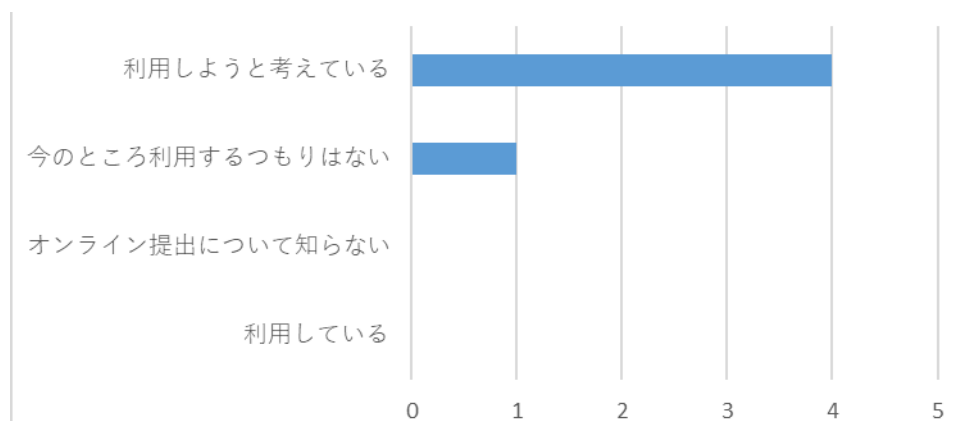
⑪内閣府 NPO ホームページの「NPO 法人ポータルサイト」を利用していますか？(n=5)



「自団体のデータを入力している」「賃借対照表の公告に利用している」「閲覧している」が各 2 件で最も多かった。続いて「知ってはいるが利用したことはない」「多くはないが閲覧したことはある」が 1 件だった。

⑫各種提出資料をオンラインにて提出できるようになりました。

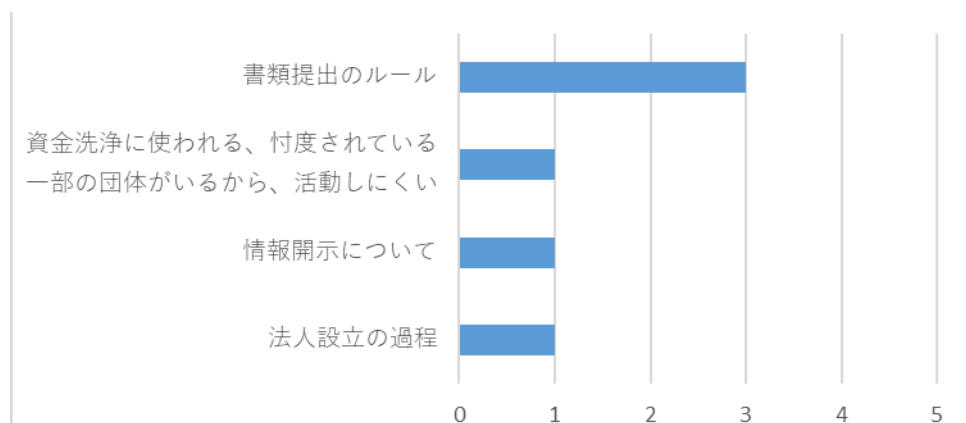
利用についてお聞きます。(n=5)



「利用しようと考えている」が4件で最も多かった。続いて「今のところ利用するつもりはない」の1件だった。現在利用している団体はいなかったが、団体の状況に応じ、適切に導入を検討してもらいたい。

⑬NPO 法において、「こんなところが変わればいいのにな」と思うところがあれば

教えてください。(n=5)



「書類提出のルール」が3件で最も多く、「法人設立の過程」「情報開示について」「その他」「一部の忖度団体による活動のしづらさ」を挙げたものが各1件で続いた。やはり書類提出が大きな負担となっているようである。

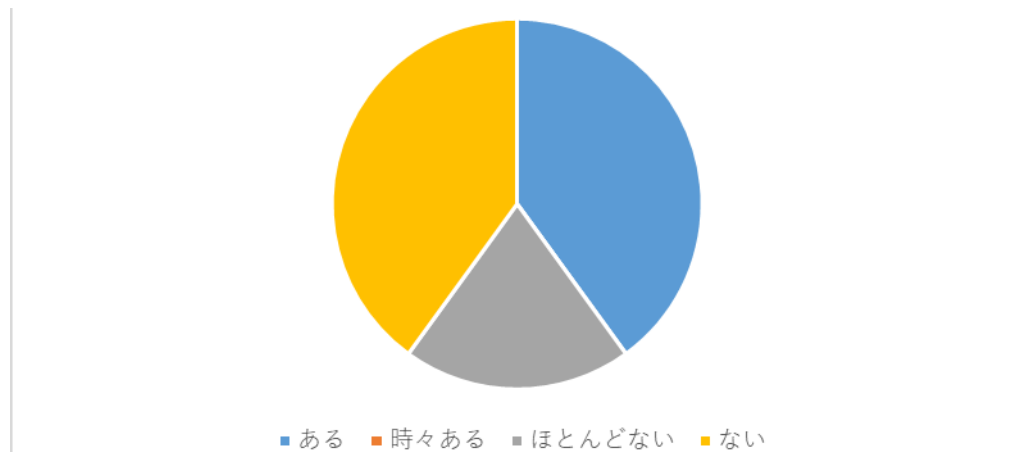
⑭所轄庁（市）の対応について意見があれば教えてください。

- ・対応が緩い
- ・もっと頻繁に連絡が欲しい
- ・設立の手続き時、行政の縦割りにより説明が異なったり、そのためにやり直しや宇都宮の法務局に何度も足を運んだりしなければならなかった。また特に法務局はオンライン申請ができるとあるが、結局職員ができずできないと言われた。行政の縦割りの見直しと一貫性のある簡便な手続きができるようにしてもらいたい。
- ・忖度がある

行政により関与してほしいという声が挙がった。また、縦割り行政の見直しなど、より根本的な改革が必要だという意見もあった。

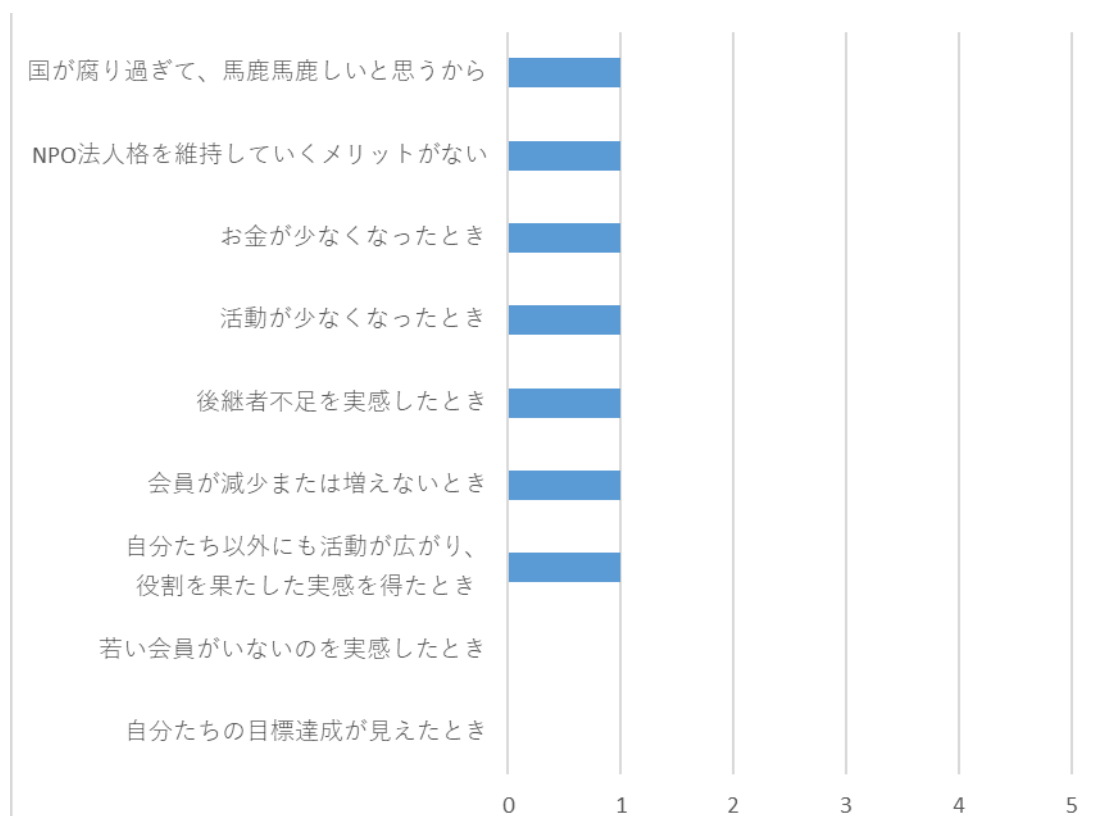
(D) 活動の解散または休止、休眠に関して

⑮解散または休止を意識することはありますか？(n=5)



6割は「ない・ほとんどない」残りの4割が「ある」という結果だった。

⑩前の設問で「ある」「時々ある」とお答えの方は、どんな時に意識しましたか？(n=5)



NPO 法人として、一定の役割を果たすことが出来たからというポジティブな理由もあったが、人材面や財政面など、やはり他の設問でも見られる言葉が目立つ。

⑪今日、活動を休止している、あるいは、提出義務のある書類を提出していない状態にある団体（＝休眠団体）が問題になっています。その背景には、メンバーの高齢化や書類提出の煩雑さなどがあると言われます。休眠団体について思うことがあればお書きください。

- ・国が腐ってるから、誰も善意活動なんかするわけがない！
- ・休眠団体については廃止の手続きをとる余裕がない団体もあると思う。支援が必要である。
- ・市民活動を促進することが目的なので、銀行預金のように休眠状態が続く場合は法人格の取り消しを行政が実施する法律に変更したらよいのでは？提出書類も簡便にする法律や運用方法に変えたらよいのでは？市民活動に制限をかけるようなことをせずに問題解決が図れるようにできたらよい
- ・他法人と同じような対応が必要と思う。その前に書類提出の煩雑さも要因と思う。

書類提出の煩雑さとそれに対する支援、行政による介入を望む声はいくつか挙がった。

7. 総括

日本国内の NPO 法人の設立・運営に関して規定している「特定非営利活動促進法（以下、NPO 法）」において、NPO 団体は情報公開の為に①事業報告書 ②活動計算書 ③貸借対照表 ④財産目録 ⑤年間役員名簿 ⑥前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿 これらを事業年度終了 3 か月以内に作成・提出しなければならないと定められている。本アンケートの回答内に、「書類提出」という言葉が悲観的な意味合いで多く見られた。この法的義務が NPO 法人にとって大変な負担となっていることがわかる。それに加え、若い世代の代表者がいないこと、全ての団体が人材面に悩んでいるという回答からしても、団体が人材面少子高齢化の波が確実に及んでいることも明白で、「法的義務」×「人材不足」という負担が容赦なく降りかかっているのが現状だ。もちろん、法的義務、特に「情報公開」の部分が軽減されれば法人運営の負担は軽くなる。が、NPO 法の目的として、第三者による評価・監視を含めた「市民による自発的な社会貢献活動」が定められている以上、安易にその質を下げることはできず、第三者が実態を掴めない団体が増えてしまう可能性が考えられる。NPO 法人の本質を確保しつつ、さまざまな法的義務の作業の緩和につながるよう、中間支援センターとして多面的な支援の準備が必要だと感じている。

NPO 法人格自体は、取得に際しての条件はそこまで厳しくはないものの、法で定められた 20 の活動分野に沿った非営利活動と徹底的な情報公開によって公益性をアピールし、社会的信用に繋げていくという特徴があるため、これを理解し、ある程度の覚悟を決めたうえで設立しなければならないと言えるだろう。設立に関する相談があった際には、中間支援センターの役割として、この部分を含めて慎重な検討を促していきたい。

また、団体の会員はもとより、第三者が NPO 法人や市民活動に興味・関心を抱くことが必要であり、中間支援センターからもその雰囲気を醸成できるよう広報や相談対応に臨む必要性を感じている。